

緊急雇用創出事業回収不能債権への支援に係る 気仙沼市、登米市及び美里町による宮城県への 要望について（報告）

■日 時

平成27年11月18日（水）午前10時

■場 所

宮城県庁

■要望相手

宮城県知事（代理：三浦副知事）

（同席：吉田経済商工観光部長、宮川経済商工観光部次長、
佐藤雇用対策課長）

■要望者

気仙沼市長（代理：菅沼副市長）

登米市長（代理：藤井副市長）

美里町長（代理：佐々木副町長）

■内容

（株）DIOジャパン又はその関連子会社に業務委託し実施した緊急雇用創出事業において生じた損害等について、三市町が宮城県に対して財政支援を要望しました。

副知事からは、

- 1 今後、岩手県、福島県と連携し、国に対し、関係市町の損害について救済策を講じるよう要望していく。
- 2 県としての支援の在り方についても、引き続き検討していく。
との回答がなされました。

三市町としては、今後とも連携して対応していくこととしています。



平成27年11月18日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

緊急雇用創出事業
回収不能債権への支援
に係る要望書

気仙沼市 登米市 美里町

【要望事項】

平成24年度から平成26年度まで気仙沼市が、平成23年度及び平成24年度に登米市が、平成25年度及び平成26年度に美里町がそれぞれ株式会社D I Oジャパン又はその関連子会社（以下「D I O社」といいます。）に業務委託し実施した緊急雇用創出事業において生じた損害（業務委託における不適正事案に係る返還金（気仙沼市、登米市及び美里町）及び業務委託費概算払金の過払金（気仙沼市及び美里町）の各債権が回収不能になることによって生じた損害）並びにD I O社の立地に伴い支給した立地奨励金の返還金債権が回収不能になることによって生じた損害（登米市）について、財政支援をしていただきたく要望いたします。

本損害については、D I O社が立地していた全国の市町において同様に発生しているものであり、市町の事務上の過失によらないD I O社という特異な企業によるずさんな公金の取り扱いと、放漫経営に起因するものであることは明らかであるにもかかわらず、今月6日に公表された厚生労働省の調査報告書によれば、財政力の弱い市町が当該損害を最終的に負担することになるものとされております。

今般の回収不能債権による市町の損害の発生の経緯、背景、事案の特殊性を御勘案いただき、何とぞ格別の御配慮をいただきますようお願いするものであります。

【要望理由】

今回要望する三市町は、東日本大震災により壊滅的な打撃を受け、また、長引く景気の低迷により地域経済が低迷するなど、厳しい状況にあった地域経済の振興を目指し、それまで地域に存在しなかったコールセンターの誘致を図るため、宮城県とともにD I O社と交渉を進めることでその立地を実現したものであり、その後も国・県の指導をいただきながら、国の緊急雇用創出事業を活用し、コールセンター人材育成事業の実施をD I O社に業務委託してまいりました。

しかしながら、平成26年度に入ると、全国的に賃金の遅配が発生するなどD I O社の急激な経営悪化が表面化し、平成26年7月30日にD I O社が事業停止状態に陥ったことを受け、美里町においては、翌8月1日付けで業務委託契約を解除せざるを得なくなり、概算払金に係る過払金が発生したほか、平成27年1月31日まで業務委託契約を継続した気仙沼市においても、同様に過払金が発生する事態に陥ったところでもあります。

また、この間、全国的にD I O社の不適正な業務委託の実態が各地で報告される状況となり、三市町とも国・県の指導の下、不適正事案に係る調査を進めた結果、それぞれ数千万円に及ぶ額の返還対象額を報告するに至ったところでもあります。

一方、D I O社は、その子会社も含め、先月までに破産の手続きが全て終了し、三市町が同社に有する上記返還金債権は返還されないことが確定しております。このことは、登米市における立地奨励金の返還金についても同様であります。

それに対し、所管する厚生労働省においては、今月6日に公表した調査報告書において、これらの不適正事案に係る支出額が早期に基金

に返還されるよう適切に対応すると表明しており、最も立場の弱い市町にその負担を強いることが明らかにされたところであります。

本件は、D I O社が立地していた全国の市町に及ぶ前例のない事案であり、一部の市町の事務上の過失により発生した損害ではありません。D I O社という特異な企業によるずさんな公金の取扱いと放漫経営が直接の原因であり、これが意図的に行われたのであれば、大変悪質なケースであると断じざるを得ないものであります。

宮城県におかれましては、今般の損害発生の経緯、背景、事案の特殊性等を御勘案いただき、財政力の最も脆弱な市町が、看過できない規模の負担を最終的に負うこととなる厳しい現状を御賢察のうえ、何とぞ御配慮いただきますようお願いするものであります。

以上要望いたします。

平成27年11月18日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

気仙沼市長 菅原 茂

登米市長 布施 孝尚

美里町長 相澤 清一

(参考) 気仙沼市、登米市、美里町における損害額

市町名 (委託契約先)	損害額	内 訳
気仙沼市 (株)気仙沼コールセンター	52,836,994円	不適正事案に係る返還金 29,360,128円 業務委託費概算払金過払金 23,476,866円
登米市 (株)東北創造ステーション	99,705,712円	不適正事案に係る返還金 80,575,712円 コールセンター立地促進特別奨励金返還金 19,130,000円
美里町 (株)D I Oジャパン	41,043,287円	不適正事案に係る返還金 16,131,495円 業務委託費概算払金過払金 24,911,792円
合 計	193,585,993円	

注：不適正事案に係る返還金の額については、厚生労働省の調査報告に記載の額として
います。